

番号		対象局（団体）		福祉局		措置区分									
事項		1										2			
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ				
56		物品が登録漏れとなっているもの													
物品5点（集中ブース（おみくじ4点）が登録漏れとなっている。															
監査結果の要約															
高齢者施策推進部は、登録漏れとなっていた物品5点について、令和7年8月6日に財産情報システムにより登録処理を行った。【1-イ】 本件は、令和6年度に取得した重要物品5点について、財産情報システムにおいて登録が必要であることは認識していたものの、処理が漏れていたことが原因である。 そのため、部は、令和7年9月30日付通知文により、財産情報システムに登録が必要な物品の要件や、取得した場合に速やかに登録すること、年度内の財産の異動は局内締切日までに登録が必要であることを改めて周知した。 また、物品を取得した時点に加え、局内締切日までに改めて登録漏れがないか局内で複数チェックを行うよう徹底することとした。【2-ウ】 局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する参照すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月25日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】 また、新たな取組として、備品登録等に係る自己点検表の提出を年2回（9月末時点及び3月末時点）各所属に対して求めることとし、各所属で備品等の登録及び適切な管理を徹底した上で、局の用途担当が確認・取りまとめを行う体制とした。令和8年3月末時点の自己点検表の提出については、同年2月6日付けで依頼した。【2-ウ】															
番号		対象局（団体）		福祉局		措置区分									
事項		1										2			
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ				
57		債権が過大計上となっているもの													
債権2,200円（女性福祉資金貸付金）が過大に計上されている。															
監査結果の要約															
子供・子育て支援部は、令和7年10月31日に債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】 本件は、業務マニュアルに詳細な作成手順などが記載されていたことがあったこと、提出前の確認が不十分であったことが原因である。 そこで、部は、債権増減異動通知書の詳細な作成手順、留意点、上半期分と下半期分の作成方法の相違点を業務マニュアルに記載した。また、債権増減異動通知書作成時に、新たに作成したチェックリストに基づき、基礎資料の各シートと照合し、複数チェックを行うこととした。【2-ウ】 局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する参照すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月25日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】 また、債権管理の適正な運営を図るため、債権管理事務を担当する職員を対象に、令和7年9月11日から動画配信による研修として債権管理業務研修を実施した。 さらに、令和7年度上半期債権増減異動通知書の作成依頼に当たって、財務会計システムとの照合作業の徹底、記載漏れや誤りの防止について令和7年10月2日付けで注意喚起を実施した。【2-エ】															

番号	対象局（団体）	福祉局	措置区分									
			1					2				
58	事項	債権が計上漏れとなっているもの	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
					◎						○	○
監査結果の要約												
子供・子育て支援部は、令和7年10月31日に債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。【1-ウ】 本件は、業務マニュアルに詳細な作成手順などが記載されていたことがあったこと、提出前の確認が不十分であったことが原因である。 そこで、部は、債権増減異動通知書の詳細な作成手順、留意点、上半期と下半期分の作成方法の相違点を業務マニュアルに記載した。また、債権増減異動通知書作成時に、新たに作成したチェックリストに基づき、基礎資料の各シートと照合し、複数チェックを行うこととした。【2-ウ】 局は、指摘事項を踏まえ、契約手続、資金前渡、債権管理、物品管理等の基本的な事務手続に関する参照すべきマニュアルや研修資料を、Teamsを活用して整理した。加えて、令和7年9月25日付通知文により監査指摘事項に関して局内に周知する際に、上記取組も併せて周知することで再発防止を図った。【2-エ】 また、債権管理の適正な運営を図るため、債権管理事務を担当する職員を対象に、令和7年9月11日から動画配信による研修として債権管理業務研修を実施した。 さらに、令和7年度上半期債権増減異動通知書の作成依頼に当たって、財務会計システムとの照合作業の徹底、記載漏れや誤りの防止について令和7年10月2日付けで注意喚起を実施した。【2-エ】												
番号	対象局（団体）	建設局	措置区分									
59	事項	土地が登録漏れとなっているもの	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
監査結果の要約												
土地29㎡が登録漏れとなっている。 本件は、財産情報システムを初めて操作した職員が、土地のインフラ資産の登録手順を誤ったことが原因である。 総務部は、登録漏れとなっていた土地について、登録漏れとなった原因等の確認を行うとともに、財務局に報告を行い、是正処理方法について確認を依頼した。令和7年9月に財務局から今回の登録漏れについての処理方法が示されたため、速やかに所管事務所に是正処理を指示した。 西多摩建設事務所は、部からの指示に基づき、令和7年10月17日に財産情報システムにて是正処理を行った。【1-ウ】 また、令和7年8月に開催された財務局主催の財産情報システムに関する説明会には部の財産管理担当職員と、所関係職員が全員参加し、部においては、そのときの財務局からの依頼に基づき、上半期・下半期の各期に財産情報システムより出力される「公有財産局別現在額」の数値と「期末財産一覧」の合計値の突合作業を行うことを担当内で確認した。【2-ウ】 さらに、財産情報システムに係る操作方法について、部では平成22年3月に「建設局版マニュアル」を作成し、局内に周知していたが、今回の事業を受けて、令和8年2月に、登録漏れの原因となった土地のインフラ資産登録に関する正増の手順をわかりやすく記載したマニュアルに改め、手順に則った適正な処理・登録を徹底するよう、改めて局内に注意喚起を行った。【2-ウ】												

【令和7年工事監査】									
番号	対象局（団体）	都庁整備局	措置区分						
事項	任意仮設の土留工法の適正を行い設計すべきもの	1			2				
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	
60									◎
局は、工事請負契約により、電線共同溝設置工事を行っており、本工事では、任意仮設の土留めについて、掘削面が広くなることを前提とした軽量鋼矢板建込工法で設計している。 東京都建設局共同溝整備でマニュアルでは、掘削箇所において、地下水位が高く、軟弱地盤の場合は、隣接する矢板がみみちい、安全性の高い軽量鋼矢板打込み工法を選定する必要があるとしている。また、局積算基準では、標準的な土留工法を定めており、建込工法は、普通地盤又は硬質地盤の場合に適用可能とし、軟弱地盤では適用不可としている。 本工事の土質調査資料を見ると、掘削箇所は、地下水位が高く軟弱地盤であり、土留めは任意仮設であるが、掘削時の安全性を確保するため、土質条件等を反映した土留工法で設計する必要がある。安全性の低い建込工法を適用していたのは適正ではない。 局は、任意仮設の土留工法の適正を適正に行い設計された。 本件は、設計担当部署である第一市街地整備事務所が、任意仮設の土留工法の適正において、現地調査が十分であったこと及び積算基準の軽量鋼矢板建込工法の適用要件を十分に理解していたことが原因である。 所は、令和7年9月30日の課長会で監査結果の報告を行い、仮設工の設計に際しては、現地調査を十分に実施した積算基準に基づき適切な設計について、また、同所工事所管課では、その翌日の課長会で、設計や照査を担当する職員に対し再発防止の取組について周知した。【2-エ】 局は、令和7年10月23日に工事現場課長と連絡調整会議を開催し、指前内容及び再発防止の取組について局内工事推進部署に周知した。【2-エ】 局は、令和7年11月3日に所の技術職で経験の浅い職員及び転入職員に対して、技術力の維持・向上を目的とした基幹要領等の改定説明会を開催し、指前内容及び再発防止の取組について周知した。【2-エ】 局は、新設や改定があった基準等の確認が容易に行えるよう、技術情報ポータルサイトを改善し、令和7年11月14日に運用を開始し、局内の情報共有機能を強化した。【2-ウ】									
番号	対象局（団体）	都庁整備局	措置区分						
事項	道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの	1			2				
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	
61									◎
局は、工事請負契約により、道路拡幅に伴う街築工、舗装工、電線共同溝設置工等を実施している。 ゼロエミッション東京戦略 Update Report では、カーボンフープの取組として、道路舗装工事での、低炭素アスファルト混合物の活用を促進している。 局は、舗装工事で新材のアスファルト混合物を使用する場合は、令和5年7月から低炭素アスファルトを使用することとし、令和6年1月からは、再生材のアスファルト混合物についても低炭素アスファルトを使用することとしている。 本工事の設計図書を見ると、再生材を使用する車道舗装について、低炭素アスファルトを用いた設計がされていた。 局は、道路舗装設計時の材料選定を適切に行われた。 本件は、設計担当部署である第二市街地整備事務所が、令和6年1月から舗装材料選定の制度変更に伴う低炭素アスファルト混合物関連の通知を見落とししていたことが原因である。 同所工事課は、令和7年7月10日付通知文により舗装材料選定の関連通知を所内に再周知し、再発防止を注意喚起した。 所は、令和7年8月4日に再発防止のため指前内容の要因と対策を検討する検討会を開催し、既設の工事変更検討委員会に加え、新たに工事施工時に設計図書を確認する設計図書審査会を設置することとし、同月12日に同検討会を設置し、設計図書の照査体制を強化した。【2-ウ】 局は、令和7年10月23日に工事現場課長と連絡調整会議を開催し、指前内容及び再発防止の取組について局内工事推進部署に周知した。【2-エ】 局は、令和7年10月24日に所の技術職で経験の浅い職員及び転入職員に対して、技術力の維持・向上を目的とした基幹要領等の改定説明会を開催し、指前内容及び再発防止の取組について周知した。【2-エ】 局は、最新の通達や通知等の確認が容易に行えるよう、技術情報ポータルサイトを改善し、令和7年11月14日に運用を開始し、局内の情報共有機能を強化した。【2-ウ】									

番号	対象局（団体）	環境局	措置区分						
事項	木造建築物における施工条件を設計図書に適切に明示すべきもの	1			2				
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	
62									◎
環境局は、工事請負契約により、野営場の管理・休憩舎を木造軸組工法（大壁）にて建築している。 当該建築物の建築場所は、都庁計画区域外のため、建築基準法の審査対象とはならないが、同法に基づき、面材や筋交いを用いた耐力壁を適切に配置し、柱は土台と金物を用いて接合するなど、安全な構造を確保しなればならない。 そこで、本契約の設計図書を見たところ、事前には構造計算書で確認していた耐力壁の位置や寸法の記載はあるものの、耐力壁の材質、厚さ、固定方法や柱の接合部等の具体的な仕様が表示されていた。その結果、本架、建築物に求められるべき構造上の安全性の確保に欠ける施工条件が、受注者の判断に委ねられた中で、工事が実施されたことは、適切でない。 局は、木造建築物における施工条件を設計図書に適切に明示された。 本件は、設計部署である多摩環境事務所において、木造建築物の設計に関する知識や経験の不足により、設計図書の構造上の安全性を確保する施工条件の記載不足を見落とし、これが原因である。 そのため、所では、既存のチェックリストに加え、経験の浅い職員や専門外の職員でも、設計図書に施工条件が明記されているか等の確認すべき要点をまとめたチェックリストを新たに作成した。【2-ウ】 そして、所では、令和7年12月2日に工事管理課内で会議を開催し、今後は設計図書に構造上の安全性を担保する施工条件を明記することを徹底し、これ以降に行う実施設計や工事施工時には、必ず今回作成したチェックリストも使用して複数チェックを行うよう周知した。【2-エ】 局は、令和7年12月23日付通知文により、当該指導事例の内容及び注意喚起について、局内へ周知した。【2-エ】									
番号	対象局（団体）	環境局	措置区分						
事項	建築物の外装工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	1			2				
		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	
63									◎
環境局は、工事請負契約により、自然公園において、便所の改築工事を行っている。 本工事においては、地面から2m以上の高所作業用に足場を設置していたが、外装工事の作業時に手すり等の一部を外しており、その安全管理について、次の適正でない点が認められた。 (1) 労働安全衛生規則では、地面から2m以上の高所作業用の足場の一部解体又は変更した場合には、受注者及び下請事業者それぞれが点検者を指名して、足場用安全防止設備について点検させ、その結果及び点検者の氏名等を記録・保存することとされているが、下請事業者がそれらを実施していなかった。 (2) 東京都建築工事標準仕様書では、施工上やむを得ない場合において、高所作業用足場の手すり、欄干等の設備を取り外す際は、最低限の範囲とするとともに、緊急停止用器具を使用するなど緊急防止の措置を講ずることとされているが、手すり等が複数区画にわたって連続して外され、欄干もすべて外されていた。 局は、建築物の外装工事における足場の安全管理について受注者を適切に指導・監督された。 本件は、受注者が、労働安全衛生規則に基づく足場用安全防止設備の点検記録の取扱いや、仕様書に基づく高所作業用足場の適切な利用を十分認識しないまま工事を実施したことや、工事の安全管理に関する指導・監督部署である多摩環境事務所が、施工計画書及び現場確認において、工事受注者に対する指導や注意喚起が十分でなかったことが原因である。 そのため、所では、令和7年12月2日に工事管理課内で会議を開催し、工事関係者が足場の安全管理に関する理解を深めることが重要であることから、監督員には、受注者が作成する施工計画書の安全対策の内容を充実させ、指導・監督を徹底するよう周知するとともに、関係法令や仕様書の記載を再確認し、現場における足場の安全管理に関する職員の認識を高めた。【2-エ】 局は、令和7年12月23日付通知文により、当該指導事例の内容及び注意喚起について、局内へ周知した。【2-エ】									

番号	対象局（団体）	保健総局	措置区分									
64	事項 きもの	局は、建物管理委託の清掃業務における諸経費の積算を適正に行うべきもの	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
監査結果の要約 局は、委託契約により、看護専門学校等の清掃業務や設備保守管理業務等を2件行っている。清掃業務の積算について見ると、定期刊行物に掲載された清掃費の価格を労務費として計上し、これに諸経費を別途計上していた。 しかし、採用した価格は労務費に諸経費を含んだものであり、さらに局が諸経費を合算したため二重に計上されていた。 このため、2件の委託は、予定価格の積算がそれぞれ過大なものとなっていた。 局は、建物管理委託の清掃業務における諸経費の積算を適正に行われた。 本件は、委託設計部署である看護専門学校及び医療政策部が、清掃業務の積算に使用した定期刊行物掲載単価に含まれている諸経費と、別途計上した諸経費が、同一であることを認識していなかったことが原因である。 局は、令和7年10月23日開催の本庁、年度事務担当者連絡会で、建物管理委託の準備契約において、諸経費の積算を適正に行うよう改めて依頼した。【2-エ】 また、令和7年11月に定期刊行物による単価設定に関する項目等を記載した維持保全業務積算チェックリストを作成し、維持保全業務積算時に活用することにより、同種事例の再発防止を図った。【2-ウ】 医療政策部は、本件指摘事項について令和7年12月2日開催の看護専門学校庶務担当課長代理会で共有するとともに、維持保全業務積算チェックリストを活用し、チェック体制の強化を図り、適正な積算を行うよう注意喚起を行った。【2-エ】 さらに、局は令和8年1月15日付通知文により本件指摘内容と維持保全業務積算チェックリストを局内に周知し注意喚起を行うとともに、積算基準の取扱いに疑問等がある場合には、担当者が直接相談できる財務局保全コールセンターにも活用するなど、適切な積算を行うよう周知した。【2-エ】												
番号	対象局（団体）	建設局	措置区分									
65	事項 もの	（公園）便所工事における積算及び諸経費の積算を適正に行うべきもの	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
建設局は、工事請負契約により、公園内に、便所を建築する工事を行っている。 本契約の外装工事の単価設定及び諸経費の積算について確認したところ、次の点が認められた。 (1) 設計図書では、便所の屋根及び外壁の仕上にガルバリウム鋼板を使用する設計となっており、この鋼板の予定価格積算時の単価は、3社の見積りを平均して設定している。その際、3社のうち2社においては、設計図書と異なる仕様の見積りを用いて平均値を算出し単価設定していた。 (2) 局積算基準によると、共通仮設費を直接工事費に乗じて算定する場合、この直接工事費には、建設副産物処分費を含めないこととしているが、本工事の予定価格積算時に建設副産物処分費を含めて算定していた。 これらにより、予定価格の積算が過大なものとなっていた。 局は、本契約の外装工事の単価設定及び諸経費の積算を適正に行われた。 本件は、(1) については、設計部署である東部公園緑地事務所での見積り便所の仕様確認不足、徴取した見積りの内容精査不足が原因である。また、(2) については、同所での積算時の確認不足が原因である。そのため、局は、建築関連の経験が浅い職員や専門外の職員でも設計の要点が分かるよう、見積りの取扱いに関する積算見直し取扱チェックリストを新たに作成した。また、現行の工種別積算チェックリストに建設副産物処分費の確認欄を追加し、チェック項目を遺漏なく確認できるようにした。【2-ウ】 さらに、所内の工事監督に関わる職員に対する講習会を令和7年12月10日に実施し、当該指摘事例の共有を行ったほか、今後は設計時及び掘工時に必ず積算見直し取扱チェックリスト及び工種別積算チェックリストを使用し、複数チェックを行うよう周知した。【2-エ】 局は、令和8年2月6日実施の所長会で、本件指摘の周知及び注意喚起を行い、再発防止を図った。【2-エ】												

番号	対象局（団体）	建設局	措置区分									
66	事項 築基手法における手続を適正に行うべきもの	（公園）便所工事における積算及び建築基準法の手続について、建築基準法に適合するものではないもの	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
建設局は、工事請負契約により、公園内に、便所を建築する工事を行っている。 建築主は、建築基準法に基づき、都市計画区域等において建築物を建築する場合、着工前、その計画が建築基準法に適合することについて、所管行政庁に通知し、審査を受け、確認済書の交付を受けなければならない。 しかし、局は、本契約で新築する建築物について、設計段階で行うべきこれらの通知と確認済書の取得をしておらず、工事を起し、確認済書を取得せずに工事を着工していたのは適正でない。 なお局は、着工後、確認済書は取得できないことから、本建築物が建築基準法に適合することを自ら確認し、その結果を所管行政庁に報告し、受理されている。 局は、建築基準法における手続を適正に行われた。 本件は、設計部署である東部公園緑地事務所において、建築基準法関連の手続を設計受託者任せにし、監督員が手続の進捗状況を確認していなかったことが原因である。 そのため、所は、既存のチェックリストに加え、建築関連の経験が浅い職員や専門外の職員でも設計委託から工事着手、完了までの手続の要点が分かるよう、計画通知手続チェックリストを新たに作成した。【2-ウ】 そして、所内の工事監督に関わる職員に対する講習会を令和7年12月10日に実施し、当該指摘事例の共有を行ったほか、今後は設計時及び掘工時に必ず上記チェックリストを使用して、複数チェックを行うよう周知した。【2-エ】 加えて、公園緑地部は、建築基準法関連の手続の重要性を踏まえ、令和7年12月10日付通知文により、局内の関係部署に対しても当該指摘事例の共有及び上記チェックリストと同様の手続漏れ防止の徹底を周知した。【2-エ】 局は、建築基準法の手続について、令和7年12月12日に、毎年実施する建築機材講習会を所内の建築機材や造園職等が参加する研修を活用し、当該指摘事例の共有及び手続漏れ防止の徹底を周知し、今後も同様の研修を通じて、継続的に再発防止を図ることとした。また、令和8年2月6日実施の所長会で、本件指摘の周知及び注意喚起を行い、再発防止を図った。【2-エ】												
番号	対象局（団体）	建設局	措置区分									
67	事項 もの	現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行うべきもの	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
局は、工事請負契約により、緑地所の改築に伴う電気設備工事を行っている。 局積算基準では、見積価格を参考に工事費を積算する場合は、現場労働者に関する法定福利費及び下請経費を計上することとしている。 そこで、本契約の工事費の積算において確認したところ、見積書には現場労働者に関する法定福利費及び下請経費が明示されているにもかかわらず、局はその経費を工事費に計上していなかった。 このため、予定価格の積算が過少なものとなっていた。 局は、現場労働者の法定福利費及び下請経費の積算を適正に行われた。 本件は、設計部署である東部公園緑地事務所において、平素使用している積算基準（電気編）と本件で使用した積算基準（建築工事編）の下請経費等に関する取扱いについて、取り違いがあったこと及びそのチェック体制が不十分であったことが原因である。 そのため、局は、令和7年10月24日に開催した「建築設備担当者会議」にて指摘内容と原因を取り上げ、局積算基準（建築工事編）を使用する際の注意点とチェックリストを周知し再発防止を注意喚起した。 公園緑地部は、令和7年12月10日付通知文により関係各部署に局積算基準（建築工事編）を使用する際の注意点を周知し再発防止を注意喚起した。【2-エ】 また、所は、関係各課に上記積算上の注意事項の周知及びチェックリストを活用した再発防止の注意喚起を行い、チェックリストの照査を複数名で実施することを確認し、チェック体制を強化した。【2-ウ】 局は、令和8年2月6日実施の所長会で、本件指摘の周知及び注意喚起を行い、再発防止を図った。【2-エ】												

番号	対象局（団体）	建設局	措置区分									
			1					2				
68	事項 根固めブロック据付けの施工管理について受注者を適切に指導・監 督 す べ き も の		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	◎	
監査結果の概要 局は、工事請負契約により、橋の架替えに伴い設置した橋脚の洗掘防止対策として、橋脚ごとに重量3 tの根固めブロックを複数連結して据え付けている。 クレーン等安全規則では、移動式クレーンは、最大吊上荷重を超えて使用してはならないとされている。本工事の施工計画書を見ると、受注者は、根固めブロックを最大吊上荷重2.5 tのラフタークレーンを使用して据え付けるとしていたが、工事記録写真を見ると、最大吊上荷重2.9 tのクレーン機能付きバックホフで重量3 tの根固めブロックを吊り上げていた。これはバックホフの能力を超えた危険な状況であり、バックホフが転倒するおそれがあった。 局は、根固めブロック据付けの施工管理について受注者を適切に指導・監 督 された。 本件は、工事監督部署である北多摩南部建設事務所において、施工計画書に基づいた重機の適正な使用等について、受注者に対する指導・監 督 が実施されていなかったことが原因である。 同所工事第一課は、受注者が提出した施工計画書の施工方法について、遵守するよう指導するとともに、現場安全時には、施工計画書に基づいた重機の機種や規格等について、工事安全パトロールチェック表による確認を徹底することとし、令和7年11月4日に開催した課長代理会で、課職員に対し再発防止の徹底について周知した。【2－エ】 所は、令和7年11月11日に開催した課長会で、所職員に対し監査結果に対する再発防止の取組を周知した。【2－エ】 道路建設部は、令和7年10月に開催した各事務所との調整会議で、指摘内容及び安全対策の徹底について各事務所に対し周知した。【2－エ】 その上で、局は、令和8年2月6日実施の所長会で、本件指摘の周知及び注意喚起を行い、再発防止を図った。【2－エ】												
番号	対象局（団体）	建設局	措置区分									
69	事項 街路築造工事の人孔設置における墜落防止措置について受注者を適切に指導・監 督 す べ き も の		ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	◎	
監査結果の概要 局は、工事請負契約により、街路拡幅工事に伴い、道路排水管を新設する工事を行っている。 労働安全衛生規則では、高さが2 m以上の開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下「囲い等」という。）を設けなければならないとされている。 また、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。 本工事の工事記録写真を見ると、排水管用の人孔設置箇所は、掘削深さが2 m以上あるが、墜落防止用の囲い等が設置されていなかった。また、囲い等を設置していないにもかかわらず、作業員に要求性能墜落制止用器具の使用もさせていなかった。 局は、街路築造工事の人孔設置における墜落防止措置について受注者を適切に指導・監 督 された。 本件は、工事監督部署である第三建設事務所において、労働安全衛生規則等で求められる高所作業における安全対策の実施状況についての確認が不足していたことから、受注者に対し、安全対策に関する指導・監 督 が十分に実施されていなかったことが原因である。 同所工事第一課は、受注者への指導・監 督 を徹底するため、現場確認時に使用する既存の工事安全パトロールチェック表に、高さ2 m以上の開口部等に対する安全対策の確認項目として具体的な内容を追加し、安全対策の確認体制を強化した。【2－ウ】 加えて所は、令和7年10月23日に工事安全対策委員会を、同所工事第一課は、同月29日に課長代理会をそれぞれ開催し、所職員に対し指摘内容及び再発防止の取組について周知した。【2－エ】 道路建設部は、令和7年10月に開催した各事務所との調整会議で、指摘内容及び安全対策の徹底について各事務所に対し周知した。【2－エ】 その上で、局は、令和8年2月6日実施の所長会で、本件指摘の周知及び注意喚起を行い、再発防止を図った。【2－エ】												

番号	対象局（団体）	建設局	措置区分									
			1					2				
事項	汚水槽清掃における一般廃棄物の運搬を適正に行うべきもの											
70	局は、工事請負契約により、公園等において汚水槽清掃を行っている。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者は、一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合には、許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に直接委託しなければならないとされている。 そこで、本契約の関係書類を確認したところ、汚水槽清掃における一般廃棄物の運搬を受注者が許可業者に再委託していた。 しかしながら、一般廃棄物の運搬は、排出事業者である局が許可業者に直接委託すべきところ、これを行っており、適正でない。 局は、汚水槽清掃における一般廃棄物の運搬を適正に行われた。 本件は、工事監督部署である西部公団建設事務所が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の運搬を他人に委託する場合の条件について、認識が不足していたことが原因である。 そのため、所は令和7年12月5日実施の所内会議において、廃棄物の適正化に向けた資料を周知し、認識を深めると共に再発防止を注意喚起した。【2－エ】 局は、令和8年2月6日実施の所長会で、本件指摘を周知し、再発防止と注意喚起を図った。【2－エ】 なお、所は、令和8年4月1日に「尿汲み取り運搬委託（単価契約）」を許可業者と直接契約し、事業内容を正した。【2－イ】											

番号	対象局（団体）	建設局	措置区分									
71	事項	港湾工事で使用する砂の単価設定を適正に行うべきもの	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
局は、工事請負契約により、護岸前面で地盤改良による耐震補強工事を実施している。 本工事では、地盤改良に交差した掘削の発生や機搬石を撤去し、海底に投入するため台船で海上運搬した砂で埋め戻した後に地盤改良を実施している。 本工事の設計書を見ると、砂の単価は、局設計単価表の陸上運搬の砂の単価を採用していた。 局は、周辺海堤への湧りを低減するため、微細な粘土・シルト分が少ない吸砂を採用したとのことであるが、局設計単価表には、海上運搬で、粘土・シルト分が少ない安価な砂の単価が設定されており、これを適用すべきであり、予定価格が過大なものとなっていた。 局は、港湾工事で使用する砂の単価設定を適正に行われた。 また、局は、令和5年工事監査で、砂の単価の適用条件を明確にする意見・要望をされたため、局設計単価表に、海上運搬や陸上運搬等の運搬条件を明記する等の対応を行ったが、本指摘事項のとおり、砂の運搬条件を誤った事項で採用していた。 局として、発生原因を究明し、再発防止の徹底に努められた。												
本件は、設計担当部署である東京港建設事務所において、設計時に「積算基準に基づく材料単価決定フロー」及び設計単価表の適用工種の確認が不足であったこと、更に、照会時に、砂の単価設定の誤りを発見できなかったことが原因である。 同所理地整備課は、令和7年4月28日に課内研修を行い、指摘内容を説明、単価設定の確認を行うよう周知するとともに、所において、同年6月17日に課長会を通じて、監査指摘内容を周知し、所内職員に再発防止の徹底を注意喚起した。【2－エ】 課は、令和7年7月1日に既存の照会チェックシートに、新たに「工種に必要な材料を適切に選定しているか（海上地盤改良工が必要となった際の砂等）」を確認項目に追加し、照会体制を強化した。【2－ウ】 港湾整備部は、令和7年7月14日に建築等再発防止対策検討PTを開催し、指摘内容を説明、局内職員に対し再発防止の徹底を行うとともに、令和8年1月21日に局内研修を開催し、指摘内容に加え、改めて「積算基準に基づく材料単価決定フロー」の説明を行い、注意喚起及び再発防止を図った。【2－エ】												

番号	対象局（団体）	港務局	措置区分									
72	事項	電気設備工事における材料費の積算を適正に行うべきもの	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ	
局は、工事請負契約により、海浜公園とベリーータにおいて電気設備工事を2件行っている。積算基準によれば、材料費の算定は、材料単価にクーラール種を現場で施工する際に発生するたるみや加工に必要な余長等を考慮し割り増した数量（以下「所要量」という。）を乗じ、さらに各設備に応じた補材料を考慮し割り増すこととなっている。 しかしながら、材料費を確認したところ、光ファイバークーラールにおいて所要量算定の割増しが行われていなかった。また、照明器具、電源盤、監視カメラ設備及び光ファイバークーラールにおいて補材料の割増しが行われていなかった。 このため、2件の工事は、予定価格の積算がそれぞれ過少なものとなっている。 局は、電気設備工事における材料費の積算を適正に行われている。 本件は、設計担当部署である東京港管理事務所が、材料単価算定における所要量算定や補材料の割増しについての認識が不足していたことが原因である。 そのため、所の施設補修課長は、令和7年6月25日に所内の電気技術職員を集めて検討を行い、材料単価算定における所要量算定の割増しと補材料の割増しを計上することについて周知し、設計及び照査時の確認を徹底するよう注意喚起と再発防止を図った。【2-エ】 策検討P1にて、指摘内容を説明し注意喚起する等、局内職員に周知徹底を図った。【2-エ】 所は、令和7年12月8日の電気工事設計所常課長会において、改めて所要量算定や補材料の割増し等について、今回事例及び再発防止策を共有し、注意喚起及び再発防止を行った。【2-エ】 また、所は再発防止について「港務局 積算・照査チェックシート」に、新たに所要量算定や補材料の割増しの計上及び繰上等を確認する項目を追加し、照査することとした。【2-ウ】												
73	事項	高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督すべきもの	措置区分									
			ア	イ	ウ	エ	フ	イ	ウ	エ	フ	
局は、工事請負契約により、港務労働者向け宿泊所の設備改修工事を行っている。 受注者が作成した施工計画書を見ると、建物外部での高所作業のために設置する足場は、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）に基づき、労働基準監督署に届出を行うべき対象となっていた。 この足場設置について確認したところ、受注者は、届出に必要な足場の設置計画を作成しておらず、安衛法に基づく届出を東京都機械設備工事課申し渡書に則り手続すべきところ、これを行っていなかったことは、適正でない。 また、局は、受注者が設置する足場について、届出が必要であるにもかかわらず、局監督基準に基づく監督員による施工計画書の確認が十分ではなく、この届出について確認等していなかったことは、適切でない。 局は、高所作業を行う場合の足場設置に係る手続が受注者によって適正に行われるよう、施工計画書を十分に確認し、受注者を適切に指導・監督されたい。 本件は、工事監督部署である東京港管理事務所と受注者の双方が、足場を設置する者には、労働安全衛生法に基づき労働基準監督署に届出を行う義務があることの認識が欠けていたことが原因である。 そのため、所は令和7年6月23日に所内担当者に対し、足場設置の届出義務を周知し、注意喚起及び再発防止を行った。【2-エ】 また、受注者から施工計画書が提出された際には、新たに作成した「足場取致確認書」を用いて監督員と受注者の双方が届出の必要性について、確認することにした。【2-ウ】 局は、令和7年7月14日に違算等再発防止対策検討P1にて、局内職員に足場設置の届出義務を周知し、注意喚起及び再発防止を図った。【2-エ】 所は、令和7年9月26日に所内工事安全委員会にて、工事受注者等に足場設置の届出義務を周知し、注意喚起及び再発防止を図った。【2-エ】 また、所は再発防止について「港務局 積算・照査チェックシート」に、「足場設置の届出が必要であることを特記仕様書に記載したか。」の項目を新たに追加し、照査することとした。【2-ウ】												

番号	対象局（団体）	東京消防庁	措置区分									
74	事項	建築物の外部改修工事における電動工具の安全な取扱いについて 受注者を適切に指導・監督すべきもの	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	◎	
庁は、工事請負契約により庁舎の経年劣化に伴い外壁その他改修工事を行っている。 本契約では、外壁面等のひび割れを補修するために、いしを取り付けた電動工具を用いて、研磨や削りの作業を実施している。 労働安全衛生規則では、事業者は、直径5cm以上の研削といしを取り付けた電動工具（以下「ダイヤモンド」という。）で作業をするときには、安全カバーを取り付けなければならないとされている。本契約の工事記録写真を確認したところ、作業員は、ダイヤモンドグラインダにて作業していたが、研削といしの安全カバーを取り外した状態で使用していたことは、適正でない。 庁は、建築物の外部改修工事における電動工具の安全な取扱いについて、受注者を適切に指導・監督されたい。 本件は、作業員が現場で個人に提出する持ち帰機材点検表に、ダイヤモンドの安全カバーが取り付けられていないことが記載されていたにもかかわらず、現場代理人は、その点検表の内容を確認せず使用させていたこと、及び工事監督部署である総務部施設課においても、工事の安全管理に関する指導・監督を行う立場にありながら、安全カバーの取付状況について、工事受注者に対しての確認や注意喚起が十分でなかったことが原因である。 課は、本件について、令和7年4月14日に工事監査検討会の中で課員へ周知するとともに、同年6月13日に開催した施設関係事務説明会で庁内関係部署に周知した。【2-エ】 課では、工事監査締結時、工事受注者に対して「工事現場における事故防止、火災予防等の徹底について（通知）」を发出しているが、令和7年11月以降契約条件より、本通知に労働安全衛生規則の遵守について追加し、工事受注者に対する指導を強化した。【2-ウ】												
75	事項	石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について 受注者を適切に指導・監督すべきもの	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	◎	
庁は、工事請負契約により、消防団分団本部の建築工事を行っている。 本契約で解体する建築物には、石綿含有建材が使用されており、法令により、その取扱いについて手続が定められている。 本契約について見ると、次の点が認められた。 （1）作業計画及び工事記録写真を確認したところ、建築物の解体について、受注者により石綿障害予防規則に基づく作業計画は作成されていたものの、石綿含有建材の除去及び保管や廃棄状況等に関する写真が特記仕様書に則り庁に提出されていなかったことは、適正でない。 （2）工事関係書類を確認したところ、受注者から庁に対して大気汚染防止法に基づく排出完了報告が実施されていなかったことは、適正でない。 庁は、石綿含有建材使用建築物の解体実施状況の記録・保存について受注者を適切に指導・監督されたい。 本指図を受け、工事監督部署である防災部消防団課は受注者に対し、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業完了報告書の提出を求め、令和7年4月14日に受理した。【1-エ】 本件は、工事監督部署である防災部消防団課が使用している受注者提出書類チェック表に、法令の改正内容が反映されていなかったことが原因である。 そのため、消防団課では、工事担当者で工事監査の内容について検討会を行い、受注者の提出書類確認用として活用している様式の改正を令和7年2月13日に行い、チェック体制を強化した。【2-ウ】 また、工事の記録を適切に記録するため、財務局工事記録写真撮影要領に基づく写真撮影計画書を受注者に提出させ、適正な記録保存をするよう指導・監督していく。【2-ウ】 庁は、国等からの法令改正に関する通知等について、庁内関係者が出席する定期的な会議等で確實に情報共有し、チェック表を適宜改正していくこととした。【2-ウ】												

番号	対象局（団体）	交通局	措置区分									
76	事項 設計段階における地盤改良工の施工方法の検討を行うべきもの		1					2				
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
局は、工事請負契約により、駅における既存の地下構造物撤去及び掘削工事を行っている。 公共工事の品質確保の促進に関する法律では、発注者の責務として、現場の実態に即した施工条件の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図ることにより、予定価格を適正に定めることとされている。 本工事では、狭い空間内に土留鋼材を設置した後、地下鉄の地下連絡通路の下面から地盤改良することとしており、この数量算出図について見たところ、土留鋼材の裏側に改良されない部分（以下「未改良部分」といふ。）が認められた。 局は、工事契約後、受注者が詳細な施工検計を行うべきとして、未改良部分を解消するための費用を計上してはなかったが、設計段階において、現場の実態に即した施工条件を明示した上で、詳細に検討し、未改良部分が生じないように地盤改良工の施工方法を適切に行われた。 本件は、設計部署である建設工務部計画改良課が、地盤改良の詳細検計は、施工段階で受注者が検討するものと認識しており、過去の工事発注においても詳細な設計を省略していたことが原因である。 計を認めており、本工事においても詳細な設計を省略していたことが原因である。 そこで、建設工務部計画改良課は、地盤改良の詳細検計は発注者の責務として行うことを確認した上で、令和7年7月18日、課内関係者に対し、地盤改良についての設計段階における施工計画の検討等に関する研修を実施し、再発防止の周知徹底を図った。【2-エ】												
番号	対象局（団体）	交通局	措置区分									
77	事項 駅ホーム補強における工法変更時の共通仮設費の積算を適正に行うべきもの		1					2				
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
局は、工事請負契約により、ホームドア設置のため、既設ホームの補強工事を行っている。 局積算基準では、共通仮設費の準備費として積算する内容のうち、調査・測量・丁張等に要する費用は共通仮設費の率計算分に含めている。 本契約の設計変更の設計書を見ると、ホームの床版補強方法をシート補強から支柱補強に変更し、その際、支柱補強工事前に実施する調査・測量の費用を、共通仮設費の準備費として新たに積み上げて計上している。 設計変更の共通仮設費の率計算分に調査・測量に係る費用が含まれているにもかかわらず、今回新たにこの費用を積み上げたことから、変更契約額の算定が過大となり、不経路支出となっている。 局は、駅ホーム補強における工法変更時の共通仮設費の積算を適正に行われた。 本件は、工事監督部署である工務事務所において、設計変更時に、調査・測量・丁張等に要する費用について、共通仮設費の率計算分に含まれているにもかかわらず、調査・測量・丁張等は掘削工事の掘削、計上が必要作業と判断し、新たに積み上げた事が原因である。 そのため、所では課長代理会議を通じて、本件の設計変更時における共通仮設費の適正な積算と、変更理由書の明確な表記について調査報告（令和7年2月3日、3月24日、5月7日）し、同様の指摘事項を繰り返さないよう、職員への周知徹底を図った。【2-エウ】 また、新たな取組として、既存の工事積算確認書に共通仮設費の積算及び工事変更内容に関する確認項目を追加するとともに、設計変更時におけるチェックリストを新たに作成し、チェック体制の強化を図った。【2-オ】 さらに、令和8年1月19日に指摘内容の説明及びチェックリストの利用について、改めて工務事務所全体会で周知した。【2-エウ】												

番号	対象局（団体）	水道局	措置区分									
78	事項	掘削断面に応じて土留構造を適切に検討すべきもの	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
局は、工事請負契約により、配水池の再整備工事を行っている。 本工事では、整備する配水池の形状に合わせて、切戻・腹起しを用いた鋼矢板土留めを設置し、掘削範囲全体を現地地盤から深さ6.6mまで掘削後、さらに掘削面傾斜全体の約10%を占めるピット部は、現地地盤から深さ9.0mまで掘削している。 そこで、構造計算書における施工面ごとの計算結果を見ると、深さ6.6mまで掘削した段階では、切戻・腹起しは1段で土留めが安定することが明らかであるが、局はそのことについて検討することなく、深さ9.0mの条件下で構造計算を行い、掘削範囲全体を2段としている。 本工事の施工に先立ち、深さ9.0mの掘削と同様に6.6mの掘削についても構造計算を行うなど、総合的に土留構造を検討してはなかったのは適切でない。 局は、掘削断面に応じて土留構造を適切に検討された。 本件は、設計部署である施設部設計課において、切戻・腹起しを全面的に設置することを前提に検討を進め、掘削断面の深さに応じた他の案を検討する意識が欠如していたことが原因である。 このため、施設部設計課は、令和7年11月6日に課内会議を開催し、設計担当者へ掘削内容及び掘削深さが異なる場合の留意点として、設計時に土留構造について総合的に比較検討していくことを周知した。【2-エウ】 また、施設部は令和7年11月11日開催の設計・工務課長代理会議において、類似工事を設計する局内関係部署へも上記留意点について注意喚起を図った。【2-エウ】 局は、令和8年1月15日付通知文により、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エウ】												
番号	対象局（団体）	水道局	措置区分									
79	事項	浄水施設工事における土工事の積算を適切に行うべきもの	1					2				
			ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ
局は、工事請負契約により、浄水場内に築造する送配水ポンプ所及び高度浄水施設の仮設土留工、掘削工、砕石基礎工等を実施している。 本工事では、掘削土及び場内舗装の路盤材の一部を再利用するため、場内に置きざることとしている。 そこで、設計書を見たところ、以下の点が認められた。 (1) 再利用するまでの期間、仮置きする掘削土や路盤材の適切な維持・管理に必要となる飛散・流出防止等のための整地費を計上していなかった。 (2) 送配水ポンプ所及び高度浄水施設の砕石基礎工は、局積算基準に基づき、敷均し及び締固め作業について、重機による機械施工で計上すべきところ、人力施工にて計上していた。 このため、仮置きや路盤材の整地費を計上していないこと、また、砕石基礎工を機械施工にて計上していないことは適切でない。 局は、浄水施設工事における土工事の積算を適切に行われた。 本件は、設計部署である建設部が、浄水施設工事における土工事の積算の際、現場状況や周辺環境及び施工条件を考慮し設計に反映することが十分でなかったことが原因である。 建設部は、広範囲の砕石基礎工を実施する場合について、単価の適用範囲の誤りを防ぐため、令和7年9月8日付で「設計チェックリスト」を更新し、新たに当該工種の積算チェック項目を設けた。【2-エウ】 また、令和7年11月11日に多摩水道改革推進本部や東京水道株式会社を含めた設計・工務課長代理会議を開催し、指摘内容を説明するとともに、土工事の積算時は現場状況や周辺環境等を十分に考慮し、設計に反映させるよう注意喚起した。【2-エウ】 建設部設計課は、令和7年11月17日開催の施設設計課の課内会議において、積算を担当する職員に対して本指図を共有し、設計書作成時には、現場状況や周辺環境等を踏まえた積算を適切に行うことを周知した。【2-エウ】 局は、令和8年1月15日付通知文により、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。【2-エウ】												

〔令和7年財政援助団体等監査〕

番号	対象局（団体）	生活文化局（学校法人城西学園）	措置区分										
			1					2					
84	事項	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの											
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	
監査結果の要約													
生活文化局は、私立学校経常費補助金交付要綱に基づき、国際化推進補助を行っており、この中で、外国人教員を採用した学校法人に対し、教員1人当たり30万円の補助金を交付している。													
そこで、学校法人城西学園が設置している城西大学附属城西中学校における外国人数員の採用について私立学校教育助成金に係る調査表を見たところ、令和5年度において、令和5年度において、外国人教員のうちの1名が、令和5年5月1日現在、青居休養により授業を担当しておらず、法人は、調査表記入の手引に従って補助対象除外者の調査表に記載しているにもかかわらず、誤って補助対象に算入しており、適正でない。													
この結果、補助金30万円が過大に交付されている。													
法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還を求めた。													
局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求めた。													
法人は、令和8年1月19日に補助金の返還及び事務の改訂に係る請求書提出し、補助金の返還を申し出、局は、過大に交付した補助金30万円について、学校法人城西学園に対して同年2月25日付通知文により返還を求めた。													
法人は、令和8年3月3日に返還した。【1-ア】													
法人は、申請書作成時は前年度からの変更箇所に限らず、手引を都度確認し、また、提出前には第三者によるチェック体制を整え、基礎資料等と照合を行うこととした。													
局は、本件の原因は、審査時に教員の勤務状況の確認が十分ではなかったことにあるとして、令和8年1月21日に私学部所管部署内の担当者会議において、審査の際には教員の勤務状況を必ず確認するよう担当職員に周知徹底した。【2-エ】													
番号	対象局（団体）	福祉局（社会福祉法人もくほ会）	措置区分										
85	事項	補助金を返還すべきもの（東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設））	1					2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
局は、社会福祉法人（以下「法人」という。）等に対して、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金（障害者支援施設）を交付している。													
補助金の交付状況について見たところ、社会福祉法人もくほ会が運営する八王子斎藤園において、基本補助の算定に当たり、現員で算定すべきところ誤って定員で算定している事例が認められた（過大交付額20万9,000円）。													
法人は、再発防止策を講じるとともに、過大に交付された補助金を返還を求めた。													
局は、法人に対して補助金の返還を求めた。													
障害者施策推進部は、過大に交付した補助金20万9,000円について、令和8年1月23日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】													
部は、令和8年2月4日付けで法人から再発防止策の提出を受けた。法人は、誤りの発生原因が担当者以外に申請要件を理解している職員がおらず、申請内容のチェック体制がなかったことであるため、今後は申請書類の作成担当とチェック担当の職員を配置して正確な申請手続を行うこととした。【2-ア】													
また、部は、引き続き交付額確定に当たり適切に審査を行うとともに、令和8年2月16日付令和7年度変更交付申請書提出依頼において、本件指摘事項を踏まえる必要な注意喚起を行った。【2-エ】													

番号	対象局（団体）	保健医療局（学校法人東京女子医科大学）	措置区分									
			1					2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ
86	事項	東京都救急救急センター施設整備等補助金（運営費）を返還すべきもの	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ
監査結果の要約												
局は、重症・重症救急患者の医療を確保するとともに救急医療の体系構築を図ることを目的として、救命救急センターの施設・設備整備及び運営に係る経費に対して東京都救急救急センター施設整備等補助金（以下「施設整備等補助金」という。）を交付している。												
施設整備等補助金のうち、運営費に係る分（以下「運営費補助金」という。）の補助対象となる経費について、局は、補助事業費に対する実績報告書提出依頼内の事務連絡（令和7年3月28日付）により、運営費補助金の経費等と重複する他の補助金の交付を受ける場合は、重複がないよう留意することを求めている。												
ところで、学校法人東京女子医科大学東京女子医科大学附属の令和6年度運営費補助金については、総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額に3分の2を乗じて得た額を交付金額としている。総事業費には、救命救急センターに係る固定資産の減価償却費が含まれているが、この減価償却費の内訳を確認したところ、令和4年度施設整備等補助金により購入したICUベッドの減価償却費46万4,887円を法人が誤って計上していたことが認められた。												
このことは、取得に当たりすで補助金交付を受けている固定資産の減価償却費について、令和6年度運営費補助金においても重複して補助対象経費として計上していることとなり、適切でない。												
また、総事業費が46万4,887円過大に算定された結果、補助金が15万5,000円過大に交付されている。												
法人は、過大に交付された補助金を返還を求めた。												
局は、補助金交付額の確定に当たり実績報告に対する審査を適切に行うとともに、過大に交付された補助金の返還を求めた。												
医療政策部は、同病院に対し、実績報告の再提出依頼を行った。												
後日、令和8年1月29日付通知文により病院に対して額の再確定通知を行い、過大交付された補助金15万5,000円の返還を求めた。												
令和8年2月13日、返還額の入金を確認した。【1-ア】												
誤りの発生原因は、法人において、総品検収時の連絡漏れにより、補助金取得物品であることを法人内の購買課システムに正確に登録した上で、総品検収の減価償却費の経費申請を行う前に、購買課システムで作成した購入整理一覧を補助金申請担当者が再度確認することで、チェック体制の強化を図る。このことを業務フローで整理し、院内関係部署で共有する。												
また、医療政策部は、交付申請や実績報告の通知等の際に、別紙等を活用して、補助対象外経費などの間違いない事項について、令和8年3月24日付通知文により、補助事業者に改めて周知した。												
さらに、部による審査においても、担当内においてチェックポイントや注意すべき事項を共有するなど、適切に実施する。【2-ア】												